熊谷市立妻沼小学校 学校事故の発生に伴う対応マニュアル

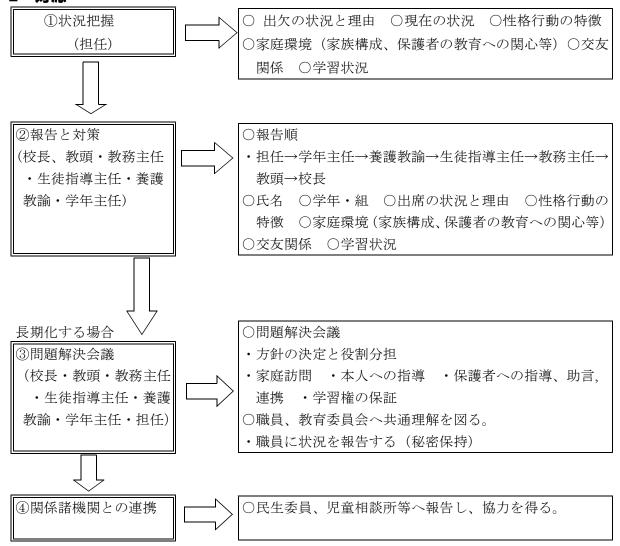
- (1) 不登校
- (2) いじめ
- (3) 交通事故
- (4) 校内への不審者の侵入
- (5) 校内暴力
- (6)器物破損
- (7) 校内での児童の負傷事故
- (8) 校内での児童の死亡事故
- (9) 児童の食中毒事故(給食)
- (10) 児童の食中毒事故(校外行事)
- (11) 家 出
- (12) 自 殺
- (13) 誘 拐

(1) 不登校

1 基本方針

- (1) 児童が主体的に活動する学習指導を推進する。
- (2) 児童の心を的確につかみ、それに即応した教育を推進する。

2 対応



3 今後の取組(☆未然防止の対応)

☆本人、家族との連携の強化 ☆関係諸機関との連携強化

※場合によっては、専門医への依頼

☆校内研修により指導力の向上に努める。

- ・不登校児童に対する共通認識
- 事例研修
- 教育相談の意義と手法

☆教育相談活動の充実に努める。・・児童の悩み、願い、不満の把握

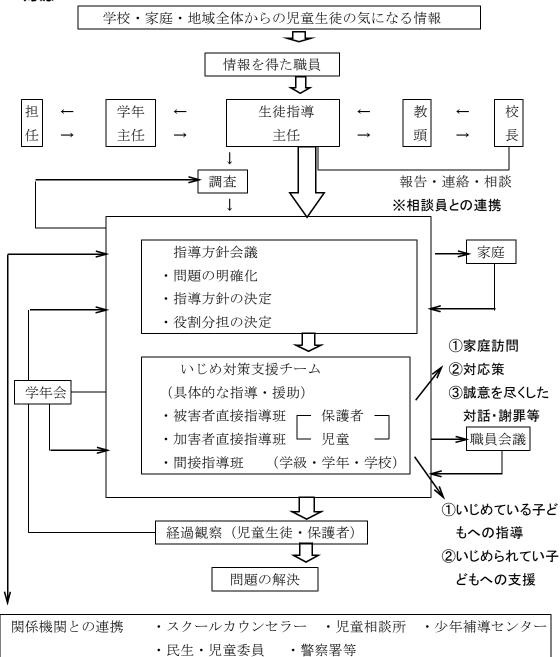
☆学級経営の充実、改善に努める。・・望ましい人間関係の育成

(2) いじめ

1 基本方針

- (1) 人間尊重の教育を推進する。(人間尊重、生命尊重、暴力否定)
- (2) 児童の悩み、願い、不満を継続的につかみ、それに即応した教育を推進する。

2 対応



3 今後の取組(☆未然防止の対応)

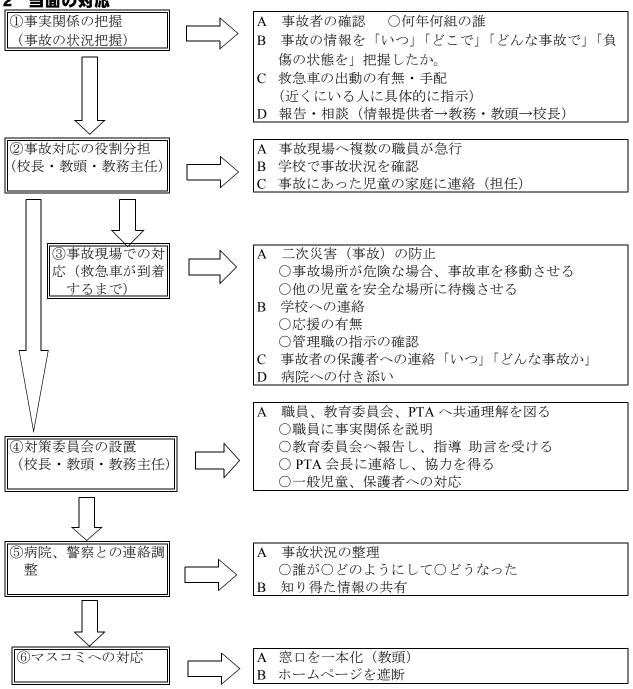
☆生徒指導体制の再確認。教職員間の連絡を密にし、共通理解、共通行動に努める。 ☆教育相談活動の充実に努める。一児童の悩み、願い、不満の把握 ☆学級経営の充実・改善に努める。一望ましい人間関係の育成 ☆教職員のいじめに対する共通認識

(3) 交通事故

1 基本方針

- (1) 生命尊重の教育並びに交通安全教育を推進する。
- (2) 登下校だけでなく日常生活の交通の危険を予測し、適切な判断のもとに安全に行動できるよう な児童を育てる教育を推進する。

2 当面の対応



3 今後の取組(☆未然防止の対応)

- ☆交通安全指導の徹底
- ☆自転車安全利用5則遵守の徹底
- ☆危険予測学習の活用
- ☆加害者になった際の責任について教える
- ○保護者への誠意ある対応(事故の詳しい事情説明、メンタルケア)
- ○児童の心のケア

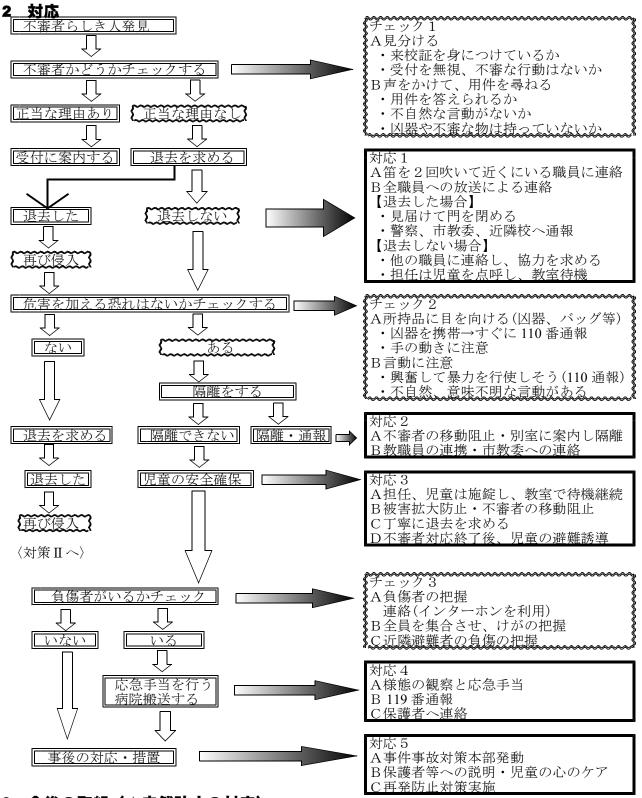
事故聞き取りメモ 何時頃 だれと どこへ 当時はだれと一緒か どのみちをとおったか どこから侵入したか 車はどのように動いたか 相手の住所名前電話 車のどこに当たったか 車の壊れ具合 自転車のどこに当たったか こわれ具合 そのときのやりとり 母が知った状況 一緒にいた子たちはその後どうしたか どのような診察をされたか

明日いく病院の場所と時刻

(4) 校内への不審者の侵入

1 基本方針

- (1) 児童・職員の生命や安全を守り、充実した学校生活が送れるように努める。
- (2) 教師の指示を聞き、適切な判断のもとに行動できるような児童を育てる教育を推進する。



3 今後の取組(☆未然防止の対応)

☆地域ぐるみの安全体制の確立

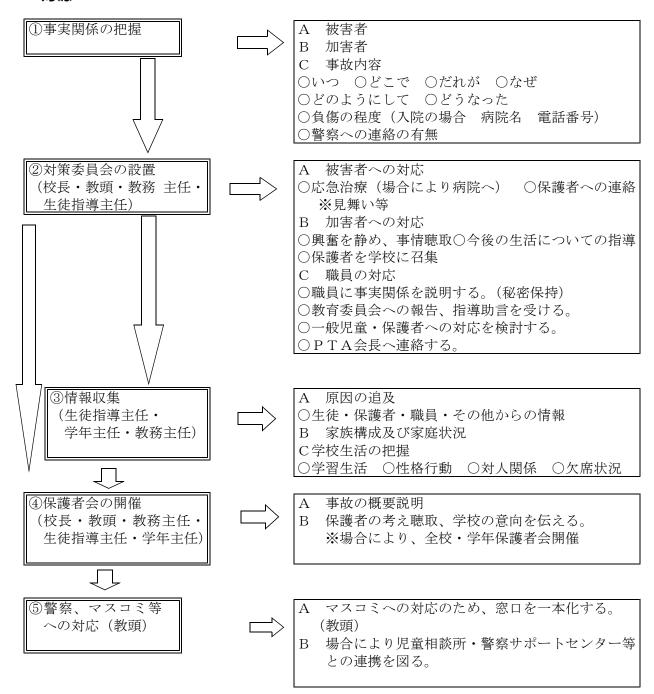
- ☆来訪者への対応の明確化
- ☆不審者侵入防止体制の確立及び安全管理体制の定期的な確認

(5) 校内暴力

1 基本方針

- (1) 人間尊重の教育を推進する。(人間尊重、生命尊重、暴力否定)
- (2) 児童の悩み、願い、不満を継続的につかみ、それに即応した教育を推進する。

2 対応



3 今後の取組(☆未然防止の対応)

☆生徒指導体制の再確認。教職員間の連絡を密にし、共通理解、共通行動に努める。

☆学級経営の充実・改善に努める。-望ましい人間関係の育成

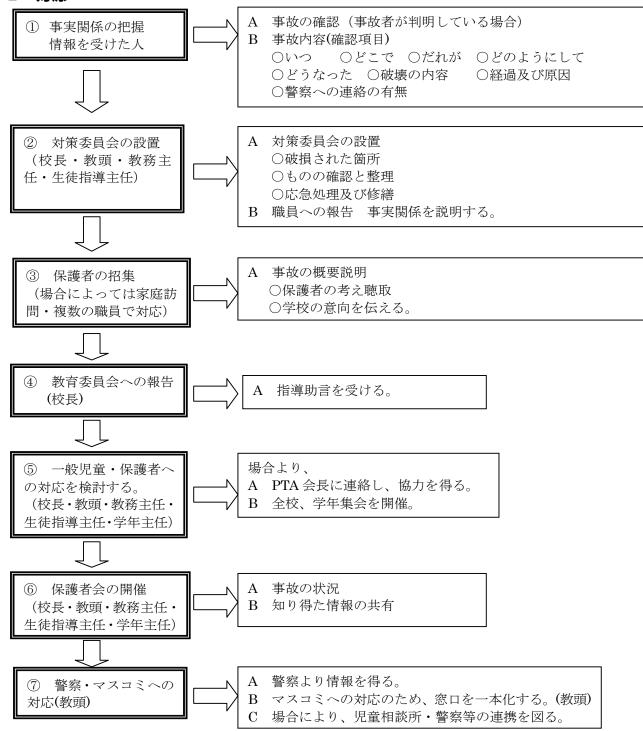
- ☆教育相談活動の充実に努める。-児童の悩み、願い、不満の把握
- ○入院の場合は、見舞い等について検討する。
- ○事故関係児童の継続的観察・指導をおこなう。

(6) 器物破損

1 基本方針

- (1) 豊かな心と実践力を育てる教育を推進する。
- (2) 潤いと安らぎのある教育環境づくりを推進する。

2 対応



3 今後の取組(☆未然防止の対応)

☆学級経営の充実・改善に努める。―望ましい人間関係の育成
☆教育相談活動の充実に努める。―児童の悩み、願い、不満の把握

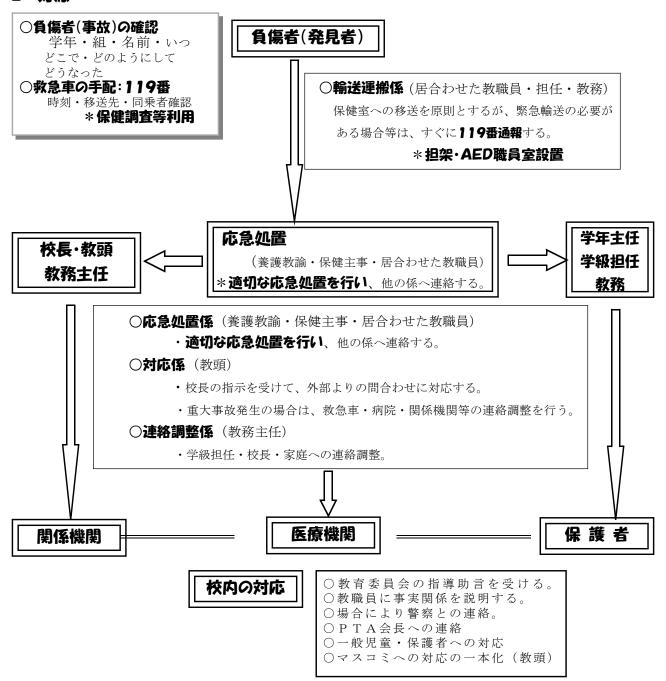
○事故関係児童の継続的観察・指導を行う。

(7) 校内での児童の負傷事故

1 基本方針

- (1) 人間尊重の教育を推進する。(人権尊重・生命尊重)
- (2) 日常生活の中に潜む危険を予測し、適切な判断のもとに安全に行動できるような児童を育てる教育を推進する。

2 対応



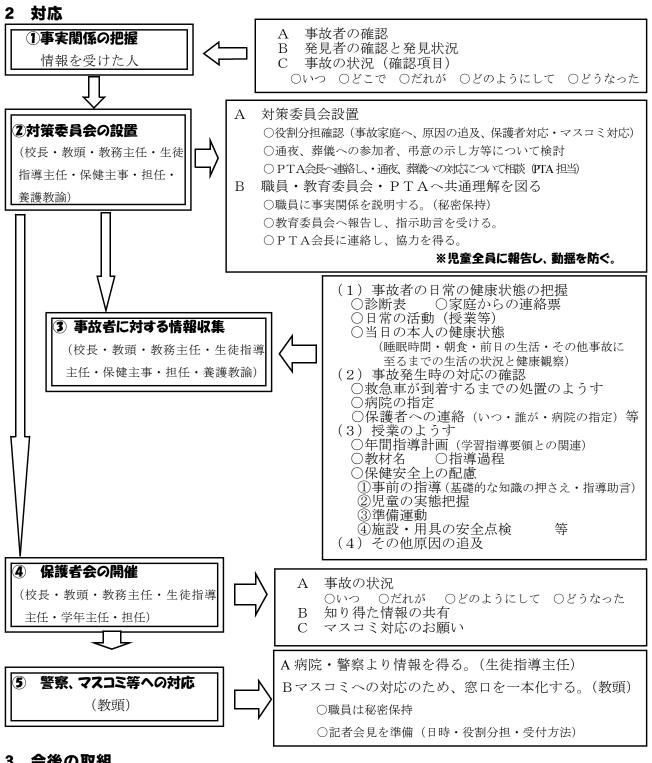
3 今後の取組(☆未然防止の対応)

- ○事故原因を究明しその除去に努める。
- ○安全指導の見直し
 - ●全体計画●年間指導計画●特別教室・準備室等の安全確保、整理整頓
 - ●備品・薬品等の安全管理 (現有数量の把握・台帳と現物の照合・年度内必要数と購入数量)
 - ●作業・実験等の手順、指導方法の見直し
- ☆安全教育(危険予測学習含む)の徹底
- ☆安全管理、安全点検の徹底

(8) 校内での児童の死亡事故

1 基本方針

- (1) 人間尊重の教育を推進する。(人権尊重・生命尊重)
- 日常生活の中に潜む危険を予測し、適切な判断のもとに安全に行動できるような児童を育てる (2) 教育を推進する。



3 今後の取組

- ○原因の究明とその除去
- ○家庭への誠意ある対応
- ○病院・警察等との対応・情報収集
- ○スポーツ振興センターの申請手続き (速やかに行う)
- ○児童一人の健康チェックと留意事項の確認

(9) 学校給食における食中毒(疑い)

【 (1)食中毒(疑い)発生の情報入手:《全職員》

- |予想される情報源(入手経路をまとめる)| → |報告(情報入手日、提供者、内容等)
 - ・保護者または医療機関からの連絡
 - ・児童の下痢、腹痛などの主訴
 - ・ 教職員の症状
 - ・ 欠席者数の異常等
 - (2)情報確認

- ・校長、教頭への報告
- ・校長不在の場合~必要に応じ外出先に連絡

第一情報の確認

- 情報提供者 ・内容確認 《校長・教頭・教務主任》→
- ・当該児童の人権尊重を念頭に置き対処

〔当該児童〕 氏名・生年月日・学級・学年・住所・保護者氏名・電話番号 把握事項

[状 況] 症状の詳細、発生の日時、症状発生前後の動向、発生前の喫食状況

[医学処置] 医師の診察の診断の有無、医師の所見、医師の氏名、電話番号

[保健所] 届け出の有無

他の児童の状況の把握:全校児童対象

学校医、学区内医療機関からの関連情報収集

[各学級担当] 欠席者数と欠席理由の把握(一週間前まで)・関連情報の収集

出席児童の健康観察と観察結果の分析

上記について学年の集約 [各学年主任]

[養護教諭・保健主事] 全校の集約と報告

! (3)食中毒(疑い)発生の判断

「校長〕 発生、発生の疑い、誤報の判断

★学校医の指導を仰ぐ

学校医 松本医院 588-0037

(4)食中毒発生が判断された場合

校長・教頭

- 学校医へ報告し、対応措置の指導を仰ぐ
- ・保健所への連絡は、学校医の指示を受ける
- ・市教育委員会へ電話で兼報 ※様式10の内容で報告

一般児童に対する措置

[各学級担任]

- ・念入りな健康観察と観察結果に応じた個別指導の徹底
- ・喫食調査(日時・食材・場所・間食など)

校長・教頭・教務主任・保健主事・養養な諭

- ・授業の打ち切り
- 適切な保健指導
- ・放課後活動の中止
- ・保護者への説明文書の作成と配布

学校給食に関する措置

校長・教頭・教務主任・給食主任・栄養職員)

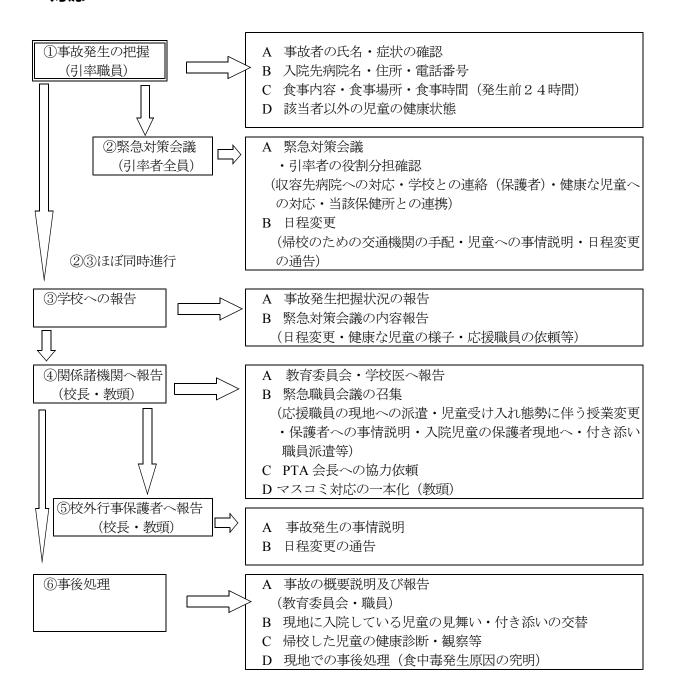
- ・給食の取り扱いについて検討する
- ・関係箇所・市教育委員会・保護者

(10) 児童の食中毒事故(校外行事)

1 基本方針

- (1) 人間尊重の教育を推進する。
- (2) 日常生活の中に潜む危険を予測し、適切な判断の元に安全に行動できる教育を推進する。

2 対応



3 今後の取組(☆未然防止の対応)

☆校外行事の事前指導の充実に努める — 日常生活の危険を適切に判断し安全に行動する能力の育成 ☆関係機関と連携した食中毒予防の管理徹底

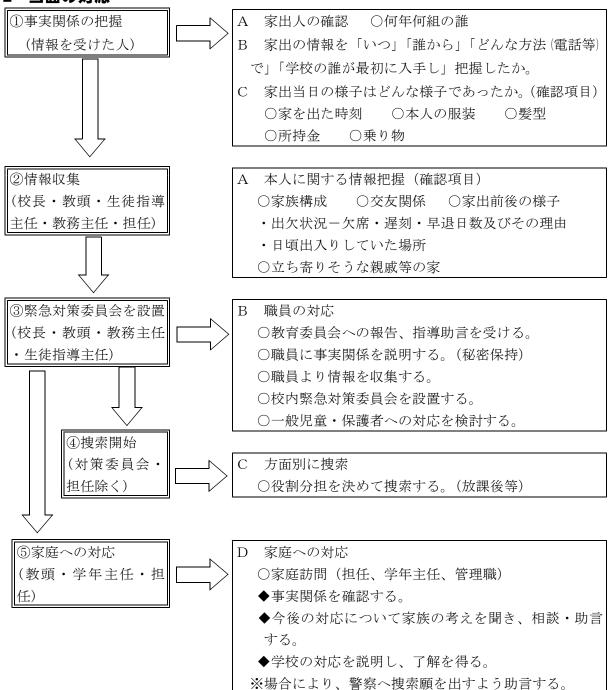
- ○事故関係児童と家庭との連携を進める。
- ○関係機関と連携した食中毒原因の究明。

(11) 家 出

1 基本方針

- (1) 児童が主体的に活動できる場や機会を十分に考慮した教育を推進する。
- (2) 児童の悩み、願い、不満を継続的につかみ、それに即応した教育を推進する。
- (3) 家庭の状況の把握に努めるとともに、信頼関係づくりに努める。

2 当面の対応



3 今後の取組(☆未然防止の対応)

☆生徒指導体制の再確認。教職員間の連絡を密にし、共通理解、共通行動に努める。

☆学級経営の充実・改善に努める。-望ましい人間関係の育成

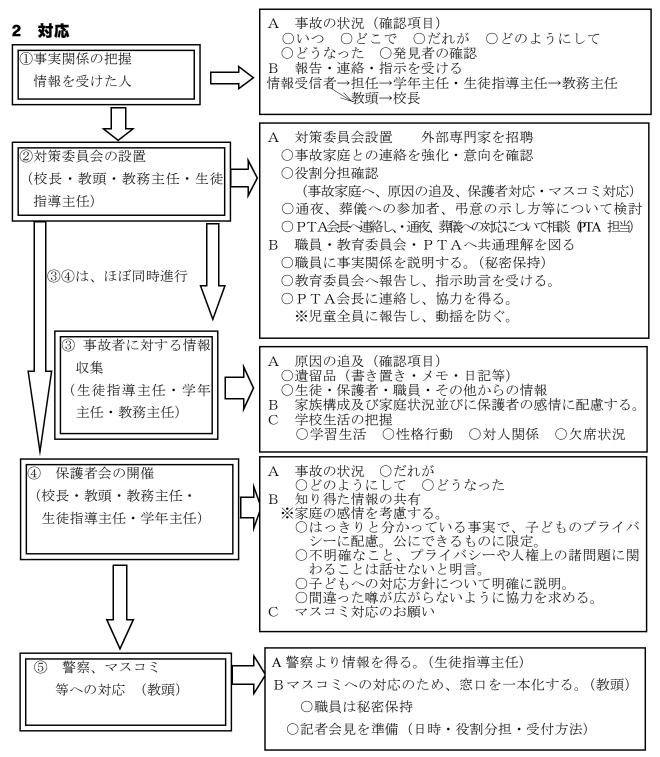
☆教育相談活動の充実に努める。一児童の悩み、願い、不満の把握

- ○事故関係児童の継続的観察・指導、家庭との連携を進める。
- ○PTAへの啓発

(12) 自 殺

1 基本方針

- (1) 人間尊重の教育を推進する。
- 児童の悩み、願い、不満を継続的につかみ、それに即応した教育を推進する。 自己存在感を感じられる教育を推進する。 (2)



3 今後の取組(☆未然防止の対応)

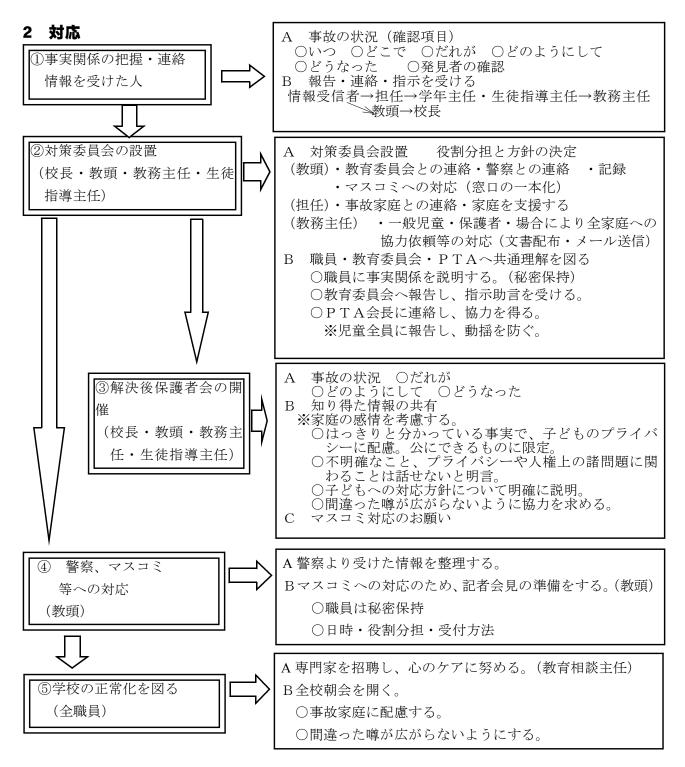
☆学級経営の充実・改善に努める。-望ましい人間関係の育成

- ☆教育相談活動の充実に努める。一児童の悩み、願い、不満の把握
- ○事故関係児童の継続的観察・指導、家庭との連携を進める。
- ○専門家チームによる心のケアに努める。
- ○PTAへの啓発

(13) 誘 拐

1 基本方針

- (1) 児童・生命や安全を守る。
- (2) 生活の中に潜む危険を予測し、適切な判断のもとに行動できるような児童を育てる教育を推進する。



3 今後の取組(☆未然防止の対応)

☆防犯教育(つみきおに・いかのおすし)の徹底及び危険予測学習

- ○再発防止に努める。
- ○事故関係家庭・警察との継続的な連絡を保つ。